

福島区歴史研究会 会報

第五号

2015.9

目次

〈戦後七〇年〉

疎開先で聞いた終戦の玉音放送	岡倉光男	1
開戦から大空襲まで		
—大阪の生鮮食料品の流通実態—	酒井亮介	3
The あの時—ジェーン台風の写真—	武田 博	13
六十五年前の大台風—福島区に大被害—	太田勝義	17
鷲洲に美津濃大阪工場があったころ	水谷浩一	20
創造と享受—平成二十七年第一回		
福島区歴史研究会セミナー報告—鳥山忠昭	鳥山忠昭	22
上半期の事業		24
上半期の活動記録		24



疎開先で聞いた終戦の玉音放送

岡倉 光男

昭和二〇年（一九四五）八月一五日は、朝から素晴らしく快晴で、日中夏の日差しが事物の影を濃く落とし、碧空が広がっていた。後で知った事だが、日本中晴天だったようだ。

所は、福島県北部の福井平野。九頭竜川下流の沖積層、水田単作の米どころの穀倉地帯、石川県寄りの、坂井郡東十郷村（現在は坂井市坂井町）河和田。五十数戸の農業主体の村落で、その東南隅の一郭、敷地約四〇〇坪内にある、雪国に多い湖北型と中門造りを折衷した民家が、私の父親が生まれ青年期まで育った実家である。

その日は正午から重大放送があると、前夜と早朝に予告放送で伝えられていて、ご近所の方たち二〇人以上が集まって来た。隣組の方々か、家でラジオを聞けなかったのか、どちらかだと思ふ。

低い柴垣の開いた入口を入った茅葺入母屋造りの母屋の前庭に机を持ち出し、その上にラジオが置いてあった。皆、ラジオに向かつて直立不動、四か五列縦隊、私は最後尾に立っていた。立っている向きは東で、東京の方角には、白山の前山、南丈たけくらべ競

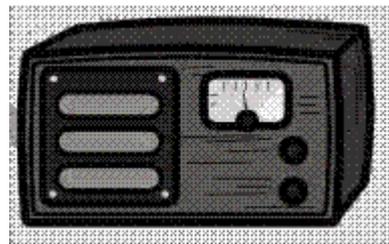
山標高一〇四五^尺と少しだけ低い、北丈競山の稜線が遠く左右に長く連なっていた。また右手、東南約三・五^{キロ}先に、現存する日本一古い天守閣建築の丸岡城の雄姿が望まれた。

正午丁度に、「君が代」のあと、今上

天皇陛下の厳かなお声で、詔書の放送が始まり全員頭をたれて聞いていた。

雑音「ザーザーぐーぐー」が終わりまで酷くて、お声は聞こえてはいたが、

意味は、当時一才、小学六年生の子には皆目、分からなかった。



玉音放送が終わって、二度目の宮城（皇居）遥拝をする。すぐ前列にいた大人の誰かが呟くように「どうも、負けたと仰っしゃってるらしいで・・・。」と言う声が聞こえた。分っていた殆どの皆さんは沈黙・茫然自失の状態に見えた。目頭を押さえている人もいた。私も同じ年の従兄と、すぐ横の農作業小屋の前に、「そうだったのか」とへたりこんで黙り込んでいた。何だか大きな転換期が来て、どうにも購^{あがな}えない時世に、不安の想いが一杯で、先のことなど、どうなるか予期出来ない思いだったと当時を振り返る。

国内では大東亜戦争といっていた、太平洋戦争終戦（敗戦）日である。前日の一四日に日本政府は、連合軍から出されていたポツダム宣言を受託し、無条件降伏をした。

その前月、七月一九〜二〇日の深夜、誘われて村はずれまで来てみると、福井市が大空襲を被った直後で、南方約一^{キロ}余離れて並んだ村、宮領村と田島村のこんもりした黒いシルエットの背後が、紅蓮の炎に染まっていた。福井市の八五%が被災壊滅したのであるが、一二^{キロ}ほど離れた上空かなりの高さまで、黄がかった朱色の揺らいでいる巨大な壁か幕のように見える、この世の地獄絵の光景が、今も網膜裏に焼き付いていて離れない。

後年、集団や縁故疎開の経験記や話を見聞きして、私の場合は、苦勞をしたという思いは殆ど無い。淋しさは仕方なかったが、親戚は別格にして、同じ村の人達、東十郷国民学校の同級生・先生方の親切で暖かな態度に常に接して、今にして思えば恵まれていた。

丸一年の縁故疎開から、九月一八日夜帰阪、枕崎台風が過ぎ去った後で、西成線・市電共不通。市電線路の真中を徒歩で、床下浸水の中だった中央市場前の我が家に帰還した。

開戦から大空襲まで

—大阪の生鮮食料品の流通実態—

酒井 亮介

はじめに

敗戦後七〇年になった節目の今年、戦時中や敗戦の焼け跡当時を振り返って、再び戦争の足音が予測されている空気の中で、過去を振り返り、記録しておくことは大事であり、戦争を知らない人たちに、過去の実際と経過の検討をしてもらいたい。

生鮮食料品とは、通常、青果物や水産物等の大部分をさすが、大阪市中央卸売市場本場の所在する福島区民の皆さんにとって身近にある市場が、戦時中や大阪大空襲でどうなっていたか、興味があることだろう。

ごく簡単に大阪市中央卸売市場本場のあらましに触れておこう。

以下中央卸売市場は「大阪本場」とする。

また年は昭和の年号で表記する。



開場したころの市場全景

『大阪市概観』（大阪市 1932）より

大阪本場は昭和六年（一九三一）十一月一日に開業し、業務を開始している。日本で四番目に開場した市場であり、開設当時は東洋一を誇る規模であった。流通範囲は大阪市内や府下はもとより、京都府、奈良県、滋賀県、和歌山県、兵庫県の北部など関西一円を対象にしていた。

取扱っていた商品は蔬菜（当時は野菜のこと）・果実・鮮魚・塩干魚・冷凍魚・乾物・漬物と、これらの加工品である。

一 物価統制が始まる

昭和一〇年までに、京都・横浜・神戸・大阪・東京の五大都市に順送りに中央卸売市場が開設され、生鮮食料品の流通機構として整備されて、新しく発展をはじめたが、昭和一二年七月七日の蘆溝橋事件に端を発した日中戦争が勃発するまでが、戦前期の中央卸売市場の最盛期であった。

中国大陸への侵出で軍需用物資の調達に伴う通貨の増発を来し、通貨の増発で通貨は膨張していった。そのため一般物価は騰貴の傾向をしめしていた。一〇年頃を起点として騰勢を示すようになった生鮮食料品は一三年以後、さらに上昇のカーブを描き、とくに塩干魚や乾物のように貯蔵性のある商品なまものは、生物の鮮魚や青果物など、保存の効かない商品の値上りが一層激しく

なっていた。このような軍需インフレによる生鮮食料品の価格騰貴を抑制し、関係業者に適正な利潤を守らせるため、政府は一三年七月一四日に「暴利取締令」を改正公布し、大阪本場では物価調整自粛委員会を設置するなど、戦時体制にふさわしい中央卸売市場へと転換につとめている。

さきに一三年七月九日に「物価販売価格取締規則」を公布して、公定価格制度を確立し、七月一四日に「暴利取締令」を改正し、価格表示の強制実施と「経済警察制」の登場となった。

まず価格騰貴の最もいちじるしい鶏卵に対し、一三年十月五日、「物価販売価格取締規則」に基づき価格の引上げを禁止した。これが公定価格制度の適用された最初であった。しかし最高価格が制定されると、たちまち鶏卵の大阪本場への入荷は激減し、そのため問屋や仲買人の産地買付が盛んになり、一方消費地価格と生産者価格との値開きから問屋への集荷が困難になり、ついに全販連（全国販売農業協同組合）は問屋を無視して小売商に直接売出しを始め、鶏卵の流通網はますます乱れだしている。



二九・一八ストップ令前後の市場

このような政府の物価取締策にもかかわらず、需給のアンバランスと通貨増発によって物価は当然のことながら暴騰をつづけた。時の阿部信行内閣は一四年九月一九日の閣議で、前日の九月一日当日の価格に「物価を停止させる緊急策」を決めて発表した。翌一〇月一八日に公布して、二〇日から実施している。これがいわゆる「九・一八ストップ令」で、九月一八日の価格を基準として、その後、物価・運賃・保管料・保険料・加工賃・賃金および給料の引上げを向こう一年間禁止するというものであった。もつとも中央卸売市場の取扱商品には価格の統制が困難であるという理由で、大部分の商品はこのストップ令より除外されていた。

また一四年九月一八日は、「輸出入品等臨時措置法」によって、農林省令で「農林水産業用品販売価格取締規則」を制定し、ここに農林水産物の「生産者販売価格公定制度」が行われることになった。

このようにして一三年から一四年にかけて、価格統制の波が中央卸売市場にも打寄せてきた。大阪本場では情勢に対して、市場当局、卸売会社、仲買組合が合同で会議をひらき、①最高基準価格の設定 ②卸売会社の販売価格の抑制 ③産地の指値価格の抑制 ④セリ制度の改善と仲買人の業種別專業化 ⑤セ

リ売場の指導取締 ⑥仲買口銭率の規制 ⑦物価調整自肅委員会の設置等の対策を講じて戦時体制にふさわしい中央卸売市場の切替えに腐心している。

一四年二月、大阪本場では市場長の提唱で「物価調整自肅委員会」が全国で初めて組織され、市場における価格問題を検討することになった。

基準価格の設定とは、市場取扱品の価格上昇を抑制するため最高標準価格を抑制する。セリ売に最高標準価格をきめ、それを超える場合にはセリ取引を中止して別の方法で配給するというもので、最高標準価格の決定は、新物の出廻り後七日間は普通にセリ売をおこない、その期間中の高値の平均をもって次週の最高標準価格とし、以下これに応じて毎週最高標準価格を改訂するというものであった。

この最高標準価格制度は、まず大衆的商品であり、出廻り期のほぼ定まっている青果類のセリに適用されることになったが、生産者側から猛反対がおこった。これに対し市場側はその実行性を検討するため、京阪神三都市が共同して玉葱・馬鈴薯・胡瓜・甘藷・梨・葡萄・バナナ等の主要品目の過去三年間の最高価格を調査し、これを基準として最高販売価格制を採用することになった。この調査資料の取扱品から公定価格実施の可能な商品として塩蔵品、煮干品、素干品、燻製品、節類、海藻類、味付品等五七品目をあげた。

卸売会社の販売価格の抑制については、一四年三月の京阪神市場長会議の結果、思惑による買付を抑え、買付品の販売は委託取引の場合の手数料に準じて扱うことが申合わされた。さらに六月、卸売会社の買付品はセリをせず、協定価格で各専門仲買人に分配することになり、純粋な商取引に替わって一種の統制的取引が始まった。

基準価格の設定と卸売会社の販売価格の抑制にともない、産地及び出荷者の指値委託品の価格も抑制されることになった。この抑制は生産者・出荷者の出荷意欲を減退させたから、卸売会社では社員を産地に派遣して出荷を要請、協力費という名目で実質価格の引上げを行なわざるを得なかった。

入荷量が減るのに、セリ参加者数が以前と同じであれば、価格は高くなるのは当然であり、そのため価格の昂騰を抑制するため、一四年一月頃から仲買人を業種別に専業化するとともに、セリ参加者の資格と員数を制限している。

大阪本場の開設者である大阪市も、一四年八月から午前四時の朝市開市と同時に、各売場に係員を配置し、価格の暴騰、取引の混乱等の防止に努めている。

さらに大阪市は、仲買人の利潤を一割から二割程度に抑える事を考えはじめている。

しかしその呈示前に、経済警察の手入れがあり、多数の仲買人が暴利取締令違反に問われて処罰され、急速に戦時統制が強化され、市場機能の縮小・喪失が推し進められた。

一五年二月九日には、価格の統制と流通機構の改革を要望して、五大都市の中央卸売市場長が連名で商工大臣、農林大臣、企画院宛に陳情書を提出している。

商工省は二月二八日、六大都市に対し、中央卸売市場の仲買組合と買出組合に生鮮食料品小売会社を設置させ、魚類、青果の中の惣菜物を指定の配給店を通じて販売させることにした。大阪市では、これに基づいて鮮魚仲買組合と鮮魚買出人組合で、資本金一〇万円の大阪魚直売株式会社を設立させ、市内公私設店舗約七〇店を配給店に指定して、九月上旬から業務を開始した。商工省はこの生鮮食料品小売会社の標準価格によって、各小売商の価格を牽制し、物価騰貴を防止することができ、物価当局の考えていた生鮮食料品の公定価格などは不要になるだろうと、その成果に期待を寄せていたが、大阪魚直売株式会社は、当時の異常なまでの価格騰貴の前に十分な成果を上げることができないまま、数カ月で業務を停止している。

三 「応急対策要領」の決定

さきの九・一八価格停止令では、生鮮食料品の特性から大部分の適用を除外していた。しかし生鮮食料品の価格騰貴がますます激しくなったため、政府としては何らかの応急処置をする

必要に迫られ、一五年三月八日の閣議で、「生鮮食料品の配給および価格の統制に関する応急対策要項」を決定した。

この要項が戦時統制の根本方針になり、これを基礎にして政府は次々と具体的な方策を発表していった。

商工省では六大都市の卸売市場、小売市場、仲買人、小売商の価格ならびに流通に関する統制の内容を決定したが、さしあたっては業者の自治的統制によって実施することになっていた。

しかし、この段階では価格の直接統制をせずに、むしろ中間経費の引下げと合理化によって価格騰貴を防ごうとしていた。生鮮食料品において中間経費の占める比率が他の商品のそれより大きくても、その中には鮮度差・季節性・規格の不統一・危険負担などの要素があり、単に機械的に中間利潤の引下げを計っても無理であった。

四 取締と規制の強化

一五年六月二四日には「暴利取締令」の五度目の改正があり、より強化された。この改正令によると、市場での取引が購買者からの依頼による媒介であっても禁止されることになった。そのため、仲買人の取引も対象になり、大阪と京都の仲買業者が、徹底的な取調べを受けた。この取調べのため大阪府警察部経済

保安課係官の一隊が一五年八月、市場に殺到し、仲買店舗を臨検して仕入伝票・帳簿を調べた。以来、市場は次々と晝の偵察に見舞われた。鮮魚・塩干魚・青果の仲買人三〇余人が逮捕され、体刑乃至罰金刑の言渡しを受けることになった。これは業界にとって一大ショックであり、青果仲買業者の中には伝来の家業の営業に自信を失い、自殺する者も出ている。

七月一〇日、農林省令により、「輸出入等臨時措置法」に基づき「青果物配給統制規則」が公布され、まず青果物について生産者から卸売市場までの配給過程が統制された。

ついで八月一六日、卸売市場から小売市場を経て消費者までの流通過程を統制する「生鮮食料品の配給及び価格統制に関する件」が商工省から発表された。これが「八・一六統制要綱」といわれるものであった。

○卸売会社に対しては、

① 荷主への出荷奨励金・仲買人への歩戻金の全廃 ② 販売手数料は最高六分 ③ 保存性が強く規格の整ったものは定価売、保存性が強いが規格不統一のものは入札売、その他のものだけをセリ売 ④ 検査員を設け取引を監督させる ⑤ 卸売会社の買付品は品目を限定統一する

○仲買人に対しては、

- ①業務を専門化する
- ②売買参加の数を一経営一人とする
- ③仲買人間の転売禁止
- ④口銭率を抑制し最高一割まで
- ⑤営業権の譲渡及び貸与の禁止

○買出人に対しては、

- ①一般向のものは価格決定者が毎日の小売価格を決める
 - ②毎日の小売価格は買出の際、小売商に通知すると共に一般にも周知させる
 - ③小売価格実地監察制を設ける
 - ④指定買出人制を設け中央卸売市場への入場規制
 - ⑤価格違反者に指定の取消。
- さらに生鮮食料品の消費を節約させるため、魚類と青果に分けて都市ごと卸売市場と小売商の一斉休日制度を設ける、料理店・飲食店等の料理に最高値段を決めている。

これらの統制は中央卸売市場の経済活動を束縛し、価格抑制には役立たなかった。

五 生鮮食料品の公定価格の設定

政府は一五年八月二一日に、蔬菜二四、果実一六の計四〇品目の青果物に公定価格の指定をし、同月三〇日塩干魚・漬物等一五八品目、九月二一日生鮮魚介類七八品目、一月八日には冷凍魚の公定価格の指定をして、生鮮食料品の価格の統制が具体化している。

以後、仲買人の分荷・評価機能は、急速に奪われていく。

ところでこの公定価格制は生鮮食料品にとって最も重要な鮮度の差を評価せず、需要・供給両方の量の変化を無視し、遠洋物・近海物、生鮮物・冷凍物の別なく、生産地から消費地までの距離も考慮せず、日本全国統一の価格を定めている。また卸売会社の手数料六分の外に仲買人の手数料七分も生産者が負担することになっていった。その結果、生産者は諸経費のかかる大都市への出荷を嫌い、特需関係や近くの消費地に出荷するようになった。そのため、中央卸売市場への入荷は激減し、また入荷しても、鮮度の極端に悪いものや中級以下の商品ばかりになった。この現象は特に鮮魚において顕著で、都市の小売業者や一般消費者は大層困った。こうして第一次の公定価格設定は失敗に終わるが、世論は、ある者は仲買不要論を唱え、ある者は公営市場論を唱えるなど多くの異論が続出していった。

場外類似業者はこの好機を逃してなるものかと活動を起し、中央卸売市場を通さず産地と消費地を直結しようとする全漁連（全国漁業団体連合会）の活動が活発化してきた。

消費地市場の中間手数料の排除を唱え「生産者より消費者へ」をスローガンに、一三年一二月に大阪支所を新船津橋（現在の船津橋）近くに設置して活動を始めた全漁連は、一五年九月二一日に鮮魚介の公定価格を実施するとともに、全漁連は各府県連合長会議をひらき、生産地市場と冷蔵庫を接收し、全漁連が漁獲・集荷した鮮魚を、全漁連自ら全国に荷割配給すること、

東京・大阪・名古屋に魚直売所六カ所を設置することを決めた。ところが全漁連は大阪市場に専用の売場を持っていなかったの
で、大阪本場内で荷捌きできず、市場施設の利用が禁止される
と、貨物線市場駅と安治川岸壁から市場外の新船津橋南詰に荷
物を運び、そこで荷捌きを行った。そのため市場当局と全漁連
が真つ向から対立し、買出人も両派に分かれるに至った。そこ
で農林省が調停に乗り出し、魚会社手数料と仲買口銭の引下げ
および払戻しを実施することで、一六年二月一四日から全漁連
の直売所を閉鎖するよう裁定した。

六 配給統制機構の成立

第一次の価格統制に失敗した政府は、流通機構だけをいじる
のをやめ、生産から消費まで、出荷から販売まで一貫的統制を
おこなう方向へと進めた。一六年三月三日「国家総動員法」が
改正公布され、四月一日には「国家総動員法」による「生活必
需物資統制令」が公布、「鮮魚介配給統制規則」が制定され、
即日実施された。

まず水産物の集荷は農林大臣が全国主要陸揚地を指定、そこ
に陸揚地の指定魚市場に搬入され、そこから出荷統制組合の出
荷計画にもとづき各地に計画配給することになった。流通につ
いては、農林大臣が六大都市を含む主要消費地域の消費市場を

指定し、地域内の鮮魚取引は消費市場に集中させ、その市場が
中心になってその地域内の関係業者で配給統制協会を組織させ
て、荷受および流通を一元的に担当させると規定された。その
ため従来の産地買付は禁止になった。

この「鮮魚介配給統制規則」の実施に伴い、全国に四つの消
費ブロックが設けられ、大阪府、京都府と兵庫県の一部が指定
されたため、荷受・配給機関として京阪神鮮魚介配給統制協会
が一六年五月に設立され、大阪・京都・神戸の中央卸売市場の
外に、堺・岸和田・西宮・青木・明石・尼崎・木津の市場が参
加した。

一方、公定価格制の実施によって中央卸売市場の仲買人のも
つ評価機能が失われ、一五年七月九日の閣議決定によって中央
卸売市場の所管が一六年一月、商工省から農林省に移るとも
に、中央卸売市場の機構特に「仲買人制度」が社会一般の問題
となっていく。

一六年九月一五日、井野農林大臣は五大都市中央卸売市場の
卸売業者と仲買業者の代表約七〇人を農相官邸に招き、一〇月
一五日をもって『仲買人制度を全面的に廃止する』と申渡し、
太平洋戦争開始三カ月前に仲買人制度は終止符を打たれた。

近世以来の伝統ある仲買人という職業と機能は、戦時統制経
済を押し進める国家権力によってついに廃止され、仲買人は卸

売会社に收容されるか、小売商組合に参加するか、または市場外の職業に替わるか、いずれにしても早急に選択しなければならなくなった。塩干仲買組合でも、海産物会社と小売商業組合に分離し、残りは市場から他の職場に移っていった。

このようにして、従来の卸↓仲買↓小売という流通経路は卸↓商組という形になった。

七 統制拡大とその破綻

一六年一二月八日、太平洋戦争に突入するとともに、統制は生鮮魚介から塩干加工品へと拡大されていった。

一七年一月七日の総動員法にもとづく「水産物配給統制規則」の公布によつて、鮮魚介規則の適用を受ける魚介類を除くすべての魚介類とその加工品（缶詰・瓶詰を除く）が統制され、一七年六月一日、大阪府下に入荷する塩干魚類について、大阪・堺・岸和田・布施・豊中・池田・吹田の各市と守口町は大阪府水産物統制荷受組合が、その他の府下一円は大阪府水産物卸売組合が荷受機関として結成された。荷受組合が一八年一月、卸売組合は一九年六月に解散したので、その後は大阪海産物株式会社が大坂府下全部に対する塩干魚配給機関になった。

八 総合通帳制の実施

戦争の拡大によつて一般物資は急速に少なくなり、売惜み、買溜め、ヤミ取引などが起こつたため、当局は早くから切符制による配給計画を実施していた。鉄鋼・ガソリンからはじまつた切符制は、一四年四月一日には米穀配給通帳制が実施され、一五年六月一日に砂糖・マッチにおよび、一七年二月一〇日には鮮魚・川魚・塩干魚・蔬菜・果実などの「総合通帳制」が実施されることになった。

そのため町会連合会を単位として、鮮魚・塩干魚・蔬菜・果物は五〇〇世帯に一カ所、鶏卵・豆腐・油揚・牛豚肉は一町連合会に一カ所の共同販売所が設けられた。

当時の各種食料配給品の割当標準はおよそ次の通りであった。

世帯を一級（一人乃至三人）、二級（四人乃至七人）、三級（八人以上）に分け、蔬菜は入荷量を頭数に分配、果実は一級一〇〇匁（三七五グラム）、二級二〇〇匁（七五〇グラム）、三級三〇〇匁（一一二五グラム）以内、鮮魚介、川魚は一人三〇匁（一一三グラム）以内、塩干魚は一人二〇匁（七五グラム）以内、蒲鉾は一級一枚、二級二枚、三級三枚以内、厚焼、竹輪は一級二個、二級四個、三級六個以内、鶏卵は一人一個、豆腐は一級一丁、二級二丁、三級三丁以内、油揚は一級五枚、二級

一〇枚、三級一五枚、牛豚鶏肉は一人一〇匁（三八グラム）以内。以上のうち蔬菜は原則として毎日配給し、果実、鮮魚介、塩干魚は登録番号によって輪番制配給が行われ、川魚その他は自由登録または登録不要で入荷次第で配給されていた。そのため原則として町会連合会を単位として、蔬菜・果実・鮮魚介・塩干魚は五〇〇世帯に一カ所、鶏卵・豆腐、油揚、牛豚肉は一町連合会に一箇所の共同販売所が設けられた。

中央卸売市場は配給統制協会または指定荷受機関から割当配給をうけて、家庭用・軍・工場の特別消費用・加工用・業務用に分割した上、さらに地区別・需要者別に割当てて配給した。このように中央卸売市場は全く一方的な割当機関になってしまったが、さらに一八年一〇月一八日の統制会社令によって、一九年七月中央卸売市場の水産部門には、京阪神魚配給株式会社・大阪海産物株式会社・大阪市魚類商業組合・中央水産業会・大阪府水産業会・帝国水産統制株式会社・大阪府・大阪市が参加して魚類統制会社が結成された。

このように国家による強制的な統制強化にもかかわらず、戦時下生産力の減退と、生産費・流通費を償わない公定価格制度のために、大都市への正規の出荷量は激減し、横流しやヤミ取引が盛んに行われていた。ついに一九年八月一日には東京・大阪の統制会社の買取価格については、公定価格を外して統制

会社に自由価格をつけさせる「生鮮食料品価格特別措置要綱」を閣議決定という苦肉の策までとられたが、この戦時統制経済の崩壊を示した政策も所詮需給のアンバランスから来る物資不足・価格騰貴の前には焼石に水であった。

九 大阪本場へ大空襲

『大阪市中央卸売市場二十年史』下巻（奥田博信編著 大阪市中央卸売市場二十年史刊行委員会 一九五二）「空襲と市場」から一部引用する（二〇三〜二〇六頁）。

昭和十九年に至って、米軍が本土近く進攻を始めるとともに、米機の本土空襲も必至とされ、都市の防空態勢もいよいよ真剣味を加えてきたが遂に十一月二四日にB29九〇機がはじめて東京都に襲撃した。以後相ついで帝都が爆撃せられ、十二月には名古屋地方にも攻撃があり、その他の地方にも空襲があった。

大阪本場にも大空襲は必至とされており、各業種別団体ごとに分団制による防護団を編成していた。

昭和二十年三月十三日、突如、従来に比して本格的な空襲があり、大阪市は一夜にしてまことに驚くべき災禍にさらされた。もともと大阪市空襲は一月三日の最初の来襲に始まり、二月十九日までに既に十回を数えたが、その都度来襲機は少

数であったため、市民は惨禍の恐ろしさを、さ程に予期せず、この日は全く不意をつかれた有様であった。

この三月十四日の空襲といわれるものは、前夜十三日の夜おそくから、十四日の早曉にかけて行われた夜間攻撃で来襲機は約九十であった。当時ラジオが警戒警報を伝えたのが二十三時で、十分後の情報は太平洋を北進する敵の大編隊の来襲を知らせ、更に十分後には空襲警報発令となった。ついで間もなく紀伊半島南端から来攻し、編隊を解いて、一機もしくは二機づつ、堺市を経て大阪市上空に現われ、曳光弾と焼夷弾を多数投下した。これによって市内の各所に火災をひき起し、敵機は約四時間縦横に飛び回って去ったが、空襲警報が解除されたのは、漸く三時三十分であった。機数からいえば、左程多くはないが大型機であって、大阪市は不幸にして一挙壊滅的な打撃を被わり、港湾地帯ならびに中枢部は一带焼失し、戦禍のなかったのは僅かに都島、大淀、東淀川、旭、城東の五区にすぎなかった。

このとき中央市場も多くの焼夷弾を受けたが、宿直防護団員の防火活動によって、青果卸売場の一部と、乾物会社事務所倉庫を全焼した外、被害を最少限度に食い止めたことはせめてもの幸であった。

(中略)

中央市場も六月一日の空襲によって多くの死傷者を出した。この日の警報発令は午前十時頃であった。本館一階の防護団本部が危険に瀕したため、同地下室に待避した本部団員の外は、場内各所の防空壕に待避していた。神戸上空から飛来し

たB29約六十機(大阪市来襲機数四〇〇機)が中央市場北寄り上空より焼夷弾を、本館屋上に小型爆弾壹個を、場外の近くに数個の大型爆弾を投下した。その他焼夷弾、瞬発弾が市場全域に雨の如く落下、死傷者は取り敢えず、本館一階に収容したがそれはまことに悲惨目を覆わせる阿鼻叫喚の地獄図絵であった。昼すぎより雨が降りはじめ、午後二時頃よりは、爆煙、その他で暮色を呈し、その中を防護団の手によって近くの福島小学校(注二)、首藤病院に収容される者の中には、市場守衛(名前略)外既に三十名の息絶えた人の骸があった。

(注二)原文のままだが、野田小学校ではないか。(酒井)

三月一四日の空襲によって、木津及び天満の両分場も全焼し、その業務を閉鎖し、五月に廃場になった

こうして大阪市中央卸売市場本場も、六月一日の大空襲で一部焼失している。空襲被災によって市場機能は果たすことができず、二カ月後の敗戦の日まで、生鮮食料品の流通機能は失ってしまった。

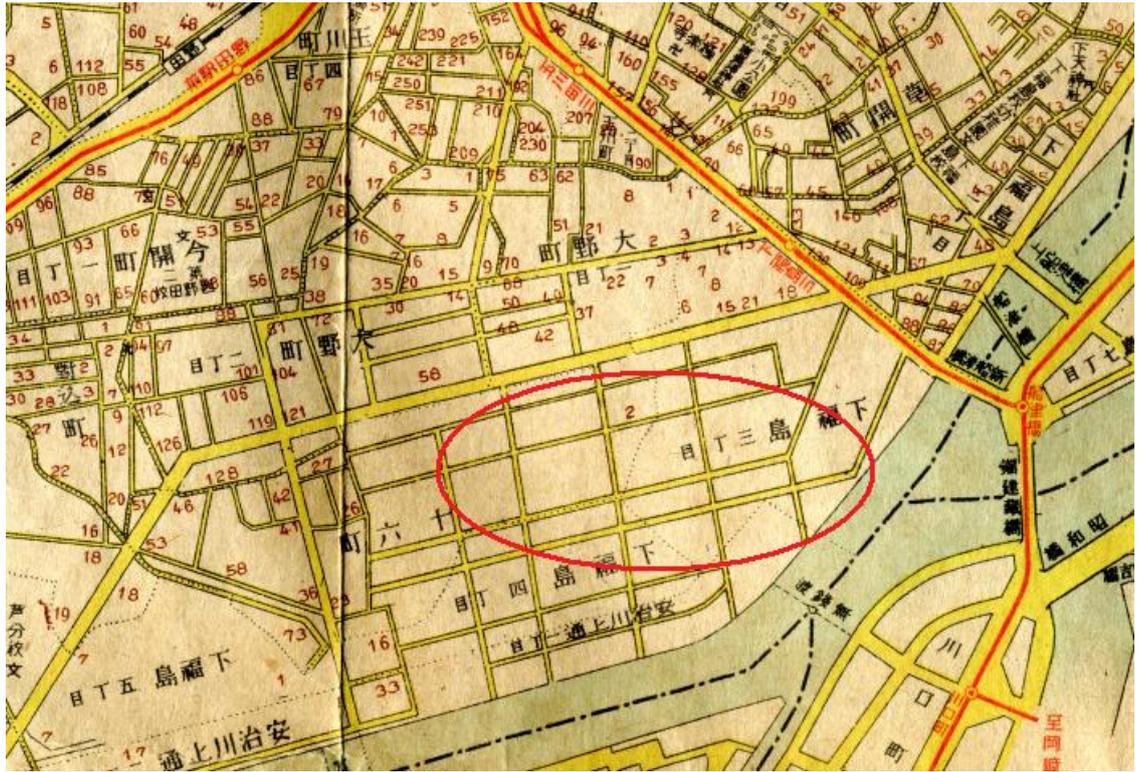
(一般社団法人大阪市中央卸売市場市場協会資料室)

他の参考文献

『卸売市場制度五十年史』第六卷 卸売市場制度五十年史編さん

委員会編 食品需給研究センター 一九七八

『近代日本総合年表』岩波書店編集部編 岩波書店 二〇〇一



地図から消えた大阪本場、貨物線も表示されていない。

当時は重要施設を地図上から消すなど、国防上の処理がされていた。

「最新此花区地図」（日本統制地図 一九四二）より

The あの頃—ジェーン台風の写真—

武田 博

平成二四年、「福島区の災害」展の開催にあわせて町内の方々から災害写真を集める機会があった。その時に、私が親しくしていた方から頂いたのが、このジェーン台風時の写真である。

私はその時は吉野小学校の三年生だった。その日は日曜日で学校は休みだった。二階の洗濯物を干す場所に通じる四畳半の部屋に、三人の兄弟で震えながら、外の風雨がビュービューと鳴る音を聞きながら眺めていた。

すると、大通り（今の北港通）の方から大きな声で「水が来たぞー」とさけびながら走って来た大人が、二人で必死に知らせてくれた。何の事かもわからず、思い切り走って東方へ二人の後を追いかけて、福島警察署に入ったが、すでに泥水はくるぶしあたりまでできていた。警察署の二階の柔道場が上がって外を見ると、電線が切れて大きく振れならショートして火花がパチパチと光っていた。また四〜五人が風に飛ばされながら必死で警察署に逃げ込んで来た。大通りは水が西から東に勢いよく押し流れてきて、もう大人のヒザまで達していた。

しばらくの間、恐ろしさのため震えがとまらなかった。

結局、福島警察署には父、母、弟二人と妹の家族全員六人が二〜三週間ほど避難していた。

その後、江成町の我が家に戻ったが、まだ水は大人の腰上まであり、ほとんどの家が汲み取り式の和便所だったので、あたり一面に汚物があふれ、異臭たちこめ、異様な光景あったことを鮮やかに覚えている。学校は一カ月近く休みだった。食べ物、飲み物、着る物は一体どうしたのか、不自由したはずだが、今となってはなかなか思い出せない。東日本大震災の早期復興を祈るばかりである。

ジェーン台風のことについて正確を期するため少し『此花区史』を調べた。それを私なりにまとめたものを書いておく。



①近所でメリヤス加工を

営んでおられた方。

下は屋根、上は向かいの家の板塀。腰のあたりまで水につかっていた。斜め上からの撮影

昭和二五年九月三日（日）午後一時京阪神地方を襲ったジェーン台風は終戦後五年、営々として廃墟から築き上げつつあった復興途中の大阪市を真正面から襲い、実に惨胆たる大被害を与えた。

すなわち暴風による家屋の倒壊・大破はもとより特に西大阪一帯は高潮の襲来をうけ、此花区・港区・大正区は全域に、福島区・西淀川の両区はその大部分を、また浪速区・西区・住吉区・西成区その他東部各区も相当の浸水をうけ、その面積は一〇〇〇〇万坪、全市の二一％にも及び、被災家屋一〇六〇〇〇有余家屋、被災者総数五四三〇〇〇余の惨状は、まさに昭和九年の室戸台風による災害に匹敵するものである。

そして特に重工業・化学工業が密集する西大阪一帯は壊滅的損害を受け、また港湾・倉庫の被害も甚大であった。

この台風の最大風速は大坂で四十五メートル、室戸台風の六十メートルに比し、風速においては弱かったが、暴風継続時間は七時間の長さに及び、室戸台風の二倍に近かった。そして台風が満潮時の大阪湾を北に通過し、神戸付近に上陸したため、大阪湾一帯に高潮が起った。台風の気圧が低いこと、上陸前後に吹いた強烈な南風によるもので、この時は満潮面から二・四メートルに達したと推定された。これは台風通過と満潮が一致したために潮位が高まった結果である。



② 現在の北港通

左に「江成町」の住居表示が見える



③ ②の写真の更に西側を撮ったもの

玄関を横板で打ち付けているが、いかに風が強かったかを示す。
瓦が紙のようにペラペラと飛んで、ガラス窓を壊した



④ 我が家のあった路地。
右上屋根の上の子供が私（武田）ではないか。
水の中に立っているのは①の人物



⑤ ④の反対側からの撮影。
中央のいかだに乗った人が、ロープを渡して
カンパンなど救援物資の受け渡しをしていた

六十五年前の大台風―福島区に大被害―

太田 勝義

昭和二五年九月三日ジェーン台風が大阪を襲った。

野田小学校二年生の七才であった私は、台風の怖さをそれまで知らなかった。

家族が何か忙しそうに動いていたが、私は二階の窓から香気に外を眺めていた。

ジェーン台風は徳島の一部をかすめただけで、紀伊水道を真っ直ぐ北上。大阪湾に突入して来た。さほど大きくもなかった台風だが、満潮時期とも重なり、阪神地区に甚大な被害をもたらした。

猛烈な風が吹き、雨は上から斜めから降ってくるのではなく、横から飛んでいてブリキのトタン屋根や看板なども吹っ飛んで行った。角地にある我家の窓から見える道路は東西も南北も丸見えで、全体の様子がよく分かった。

しばらくすると、中央市場がある安治川の堤防を超えてきた水（高潮）が、低地帯にある北側の私達住宅一帯に向かって猛スピードで流れ込んで来た。同時に中央市場にあった漬物の大

樽や魚のトロ箱も一緒になってドッと流れて来て、「面白い。食事にありつけるぞ。」と思った瞬間、水だけが我家の玄関にドシヤンとぶち当たり、戸を全て壊して、ドツと入って来た。

床上浸水となり、畳があつという間に水浸しになった。タンスの引き出しを下から抜き、家財道具は手送りで二階へ上げる。水嵩がドンドン上がる。あと4段位で二階に届く。どうかこれ以上、水は来ないでくれ。来れば大屋根に逃げるしかない……。すると今度は二階の天井板がふわりふわりと浮き出した。瓦屋根ごと吹っ飛んで行くのではないかという恐怖が横切る。神に祈るしかなかった。

程なくして水嵩が止まると共に、風が弱くなってきた。すると、高校生の兄が「台風の目に入ったか。」と言った。「えつ！台風の目！！」そんなのあるの。どこにあるの？七才の私は不思議であった。本当は目ではなかった。安堵したのも束の間、多くの家財道具と商売道具を濡らしてしまった。道路も家の中もウンコがプカプカと浮いているではないか。当時は水洗便所ではなく、汲み取り式便所であったのと、今日明日に汲み取りが来る日であったのと重なって、周り一面ウンコだらけとなった。不衛生極まりない。それでも鰻を釣るんだと釣り糸を垂ら

している人が後日いた。

電気は台風襲来と共に停電となって、ラジオが聞けないので情報は全く無く、夜間は真つ暗となる。ローソクだけが頼りである。このローソクは案外と明るく感じた。戦後数年後は停電が常で慣れていたこともあったし、街全体が今ほど明るくなかったので、そんなに不便とも思わなかった。

水が引くのに一週間かかった。低い所はもう少し長かったかもしれない。親は家具や衣類を無くし悲しんだと思うが、死亡者が出なかつたし、野田の街みんなが同じ不幸に遭つたので意外と明るかつたように思う。

水が引くと、長屋では土壁一枚で仕切っていた隣の家との境目の土が全て落ちていて、竹で編んだ網代だけが残り、一m五〇〜六〇cmの高さまで家の中が丸見えとなつた。

当時、我家は豆腐屋もしていたのだが、水害で機械がダメになり、豆腐を作り、入れる木の大きな箱が無用の長物となつたが、舟の替わりとなつて、荷物運びのお役に立つ事となり、私に主として舟頭さんとなつて喜んでいただいた。

その後、濡れた畳が丁度、大人一人が乗れる舟の替わりとなつて、あちこちに出現し、物干し竿が櫓として使われた。戦災

に遇わなかつた、長屋が多い野田の街の通行手段はこの畳舟が主となり、長屋の小屋根伝いが道路替わりとなつた。

食料が無く、衣類が不足しているところへ、全国各地から救援物資が届いた。嬉しかった。今日は何だろうか。首を長くして期待したものだ。絶対量が不足しているところへ、全家庭に同じ物が同じだけ届くというものではなかつた。長屋住まいの我家の班は一二軒で、毎夜、小屋根伝いに真ん中の家に集まる。瓦が壊れない為に、体重の軽い者が移動する事が望ましいので、我家では私がいつも出向く。品物を並べているが、同じ物が一つとしてない。当然、抽選である。あみだくじを引いて、食物が当たる者、衣類が当たる者、悲喜交々である。後日、水も引き道路が使えるようになって、品物も豊富になり同じ物が同じだけいただけるようになった。

同じ野田の街でも、高い低いがあつて、一番低い家並みの所は全ての水がそこに集中するので、うちよりも二三日、水に浸かつていたようだ。

野田小学校もその中の一つで、一週間は休校となつたので大いに喜んだ（吉野小学校は一ヶ月休んだとされる）。学校の壁と教室は一・五m位の水が来たという汚れた筋が残って永い間取

れないでいた。今、学校正門の所に海拔ゼロメートルというラ
インが引かれて注意喚起されているが、結構高く腰くらいある。
もし万一の事を思うと、野田小学校や吉野小学校の避難場所と
しての役割に疑問が残る。

ジェーン台風の名は、戦後昭和二二年のキャスリーン台風
(死者二二四七人)、二四年のキティ台風(死者一六〇人)、二
六年のルース台風(死者一〇〇〇人)らと共に米軍進駐軍によ
って命名された。全て女性名である。台風と女性名と同一視す
るとは、今では考えられないが、米国では女性の権利が強い
か、おつかないのか、どちらかであろう。

その後、ファーストレディという言葉が大流行し、女性を立
てる場合に使うが、面白い時代であった。昭和二七年四月、サ
ンフランシスコ講和条約が発効し、日本の主権が回復されてか
らは、台風は何号、又は土地の名前が付けられた。

昭和二九年の一三号台風、昭和三六年の第二室戸台風が大坂
を直撃、我家は再び床上浸水となった。昭和九年の室戸台風と
合わせて四回、床上浸水を体験した。西大阪は水に弱い、海拔
ゼロメートル地帯である事を肝に銘じておきたい。

台風が来る度に昔の事が思い起こされる。

ジェーン台風の資料

昭和25年8月30日 台風28号誕生。

日本は米国の占領下であり、米国式で「ジェーン台風」と称された。

9月3日、午前10時、徳島県日和佐町付近に上陸。神戸市垂水区に再上陸。13時半には日本海へ抜ける。死者398人、負傷者26,062人、被災者50万人。

全壊19,131棟、半壊101,792棟、床上浸水93,116棟、床下308,960棟。

最大瞬間風速47.2m。

神戸市の気圧は964ヘクトパスカル(当時はミリバールと表現)

大変な被害を蒙った。さほど大きな台風ではなかったが、満潮時にさしかかり、天保山で潮位3.85mを記録。市内の21%浸水。福島区の大半が浸水。

この台風をきっかけに、大阪市内の地下水の汲み上げによる地盤沈下と、防潮堤の不備が指摘され、地下水の汲み上げ禁止と防潮堤が高く築かれ、水門があちこちに作られた。

戦後の主な台風と米国名の台風

枕崎台風	昭和20年9月17日	死者 3,756人
キャスリーン台風	昭和22年9月14日	死者 2,247人
キティ台風	昭和24年8月31日	死者 160人
ジェーン台風	昭和25年9月3日	死者 398人
ルース台風	昭和26年10月14日	死者 約1,000人

サンフランシスコ講和条約発行後は台風名は号及び土地名が付く。

狩野川台風	昭和33年9月26日	死者 1,269人
伊勢湾台風	昭和34年9月26日	死者 5,098人
第二室戸台風	昭和36年9月16日	死者 202人
		全壊 14,681戸

鷺洲に美津濃大阪工場があったころ

水谷 浩一

私の家の北東向かい側に「シティタワー大阪福島」三七階建、三四九戸の高層マンションが建っている。

以前はこの地に美津濃（現在はミズノ）（株）の本社機能を有する四階建ての大阪工場と七階建ての営業センターがあった。聞くとところによると昭和十一年（一九三六）頃に操業開始され、昭和五七年一〇月まで野球クラブ・公式野球ボール・ソフトボール・ベースボールウェア・スキーウェアなどを製造していたそうである。

私の記憶は昭和二五年頃からのもので、グローブ・ボールなどほとんど手作業で作られていた。近所のおばさんも何人かは職工として働いていて、仕事の話など聞かせてもらったことを覚えている。

名前は忘れたが、歴代有名プロ野球選手のグローブを作っていた名工と言われる方がおられて、阪神タイガースの選手も何人か訪問されていたのを見ていた。また、夏の高校野球の大会で優勝した球児達がこの工場へ必ず招待されていた。

私の家は角地にあり、以前はタバコや食料品、日用品の小売

り(今のコンビニのようなもの)をしていて、ミズノの社員のおかげで大変繁盛させていたのだ。

正午にミズノのサイレンが鳴ると、大勢の人達が外へ出て来る。「神戸屋パン」を売っていたので若い女性らが買いに来てくれた。特に副社長が神戸屋のファンだったこともあって、秘書らしき女性が毎日のように通って来てくれて、その影響が大きかったようだ。私もタバコ屋の看板息子?としてよく手伝っていましたので小遣いには困らなかった。

昭和五七年に工場は岐阜県養老町へ移り、大阪本社は住之江区南港に移転して現在に至っている。また、営業センターの建物は配送センターや倉庫として平成一七年(二〇〇五)のマンション建設地用売却まで存続していた。

ところで今、近隣の塩野義製薬や大日本住友製薬の建物解体が始まって、近い将来はマンションやショッピングセンターに変わろうとしている。長年親しんだ建物が次々と消えていくのが何とも寂しい思いがする。東京オリンピックの頃にはすっかり様変わりした街並みになっていくことだろう。

今となってはミズノの写真が一枚も残っていないのが残念でならない。多くの会社がこの福島区を出発点として現在は優良な大企業に発展を遂げ、人々の暮らしと幸せを支えている事実を後世に伝えていきたいものである。

そのためにも私達の記憶だけでなく、写真など何か証となる記録を常に意識しながら残し続けることが大切であると痛感している。



「大阪市福島区詳細図」日地出版 1971 より

創造と享受―平成二十七年第二回

―福島区歴史研究会セミナー報告―

鳥山 忠昭

日時 平成二十七年五月二十三日
会場 福島区民センター三〇一号室
講師 池田方彩氏 (天門美術館館長)
テーマ 「創造と享受について」
参加者 二十三名

一 今回の講演の経緯について

昨年、福島区歴史研究会は福島区役所一階ロビーの展示場で、池田遊子^{ゆうし}さんの遺品展を開催した。池田遊子さんは工芸・彫刻・書でユニークな作品を残され、その評価は全国的には高くないかもしれないが、関西では結構隠れたファンがあり、京都を中心に世界的にも評価があがってきた。その池田遊子さんが昭和九年(一九三四)の室戸台風時、西淀川区海老江中(現福島区)にお住まいになり、海老江八坂神社の台風による倒木で彫刻作品を作った事、その甥御さんが同海老江三丁目に住ざれていて、その遺品が三十点位あることを知った(会報第三号 末廣訂執筆「展示「池田遊子の世界」開催」参考)。そこでその遺品を中心に展示することになり、オーブニング日にご子息の池田

方彩氏のご出席を得て、ご挨拶いただき、華を添えていただいた。展示終了後、今回のセミナーを開催する運びとなった。

二 講演「創造と享受」の要旨

「創造」というのは芸術作品をつくる側の考え方を表し、「享受」は作品を鑑賞する側の考え方という意味である。最初に芸術作品を創る側からの考え方について。

絵を描くという平面的なことは簡単にできるが、人体を作るなどという立体的なことは(絵を描くようには)簡単にはできない。人間は他との関係の中で生活し、その関係には立体的な意味がある。表には必ず裏があるものでこの表裏の関係を考えることが大切である。創造は神にしかできないが、人間は物を創造できる。

造形に使用する道具についても、人生に通じる深い意味があるものだ。

木彫にはノミを使用する。新しいノミは刃の部分が高く材料へのあたりが固いが、使う内に刃先が摩擦し切れがよくなる。これはノミを使うと刃先に摩擦熱を帯びこの熱で刃先が鍛えられ最高の働きをするようになる。使用はじめは切れが悪く、使っているうちによく切れるようになる。青年時代、壮年時代など何か人生にも当てはまる物があると思われる。

次は砥石。人工の砥石、天然の砥石がある。柔らかく刃先に吸い付くようなあたりの砥石が最高に刃先をよくする。これだけでも研ぐ人を感動させる。他にノギリやカナヅチも同様な

ことが言える。これらの道具はそれぞれの性質を理解して利用すればうまくゆく。それぞれの自然の性質を理解することが大切なことだ。単なる道具ではあるが何か人生にも当てはまるものがある。「自」という字がある。これは「みづから」とも「おのづから」とも読める。「意志」プラス「おのづから」で調和がとれて万事がうまくゆくものだ。頭と手足を使つて何かを得る訓練が必要だ。身体と心身イコール「体認」する事こそが大切である。人間の教育において、非常に大切なことだと考えている。

次に芸術作品を鑑賞する側からの考え方に移る。

芸術作品を見る場合には作品と深くかかわることが大切だと思う。

「愛好」という言葉がある。芸術作品の価値は値段で換算することはできないと思う。自分自身がこの作品は良いものだと判断して大切にしたらそれで良いのだ。美には色々な意味があり、自分が感動した作品と生活をするのが大切である。作品との出会い、感じ方が大切であると考えている。一般には、需要と供給の関係で芸術作品を判断されることも多い。即ち売れないものには価値を認めない。明治の初め西洋文明が雪崩をきつて日本にはいつてきたころ、日本の芸術作品を評価しない時代があった。美術の危機の時代である。日本人が価値を見出していなかった時代に、アメリカ人が価値を見出していたので、アメリカに優れた作品が大量に流出してしまった。日本人が評

価しなかった作家の作品を米国人が高額で買っている。日本人が理解できていないだけの話である。日本人は世間の評判を判断基準にしがちであり、自分自身では判断しないし判断する実力がない。自信がないのである。以上のことから考えると、若い人の作品で優れた作品は安く買えるので、自分の考えで感動する作品を買うことが大切であるといえる。たとえば、私は過去に中国人の作品で感動した書があつて百万円で買ったことがある。それが今や、三千万円の値段がついている。以上、芸術作品は自分の判断で選ぶことが大切であると考えている。

三 終わりに

講演を拝聴して、参加の皆さんには、芸術作品制作の過程にも、人生に大切な教訓があることを聞き取られ、感銘された様子がうかがわれた。非常に良い講演内容だった。

講演の後、池田方彩氏の作品「干支の文鎮」、「ほてい像」、「千里同風」の抽選会をして、三人の方が当選した。



福島区歴史研究会 2015年上半期の事業

展示「上福島・福島・鷲洲の今昔」2014/10/15～2015/3/31 (会場・福島区役所)

『福島区歴史研究会会報 第4号』発行 2月

展示「野田・玉川の今昔」3/10～6/30 (会場・福島図書館)

展示「吉野・新家・大開の今昔」4/6～9/30 (会場・福島区役所)

展示「福沢諭吉生誕180年」4/6～5/28 (会場・福島区役所)

セミナー 平成27年度第1回 「創造と享受」講師 池田方彩氏

5/23 (会場・福島区民センター)

2015年 上半期の活動記録

1/6 新年交礼会記念品準備

1/15 役員会

2/8 総会・懇親会

2/19 企画会議

3/6 展示準備 (図書館)

3/19 企画会議

4/3 展示準備 (区役所)

4/16 企画会議

5/21 企画会議

5/23 懇親会

5/29 福沢展 (区役所) 撤去

6月 「なにわ大賞」応募 入選せず

6/18 企画会議



★浦江塾 (協力) 2/7 3/7 4/4 5/2 6/6

★講演会&学習会 「「都構想」って何?～吉富有治さんが語る、その可能性と問題点～」4/13 (大阪・ふくしま・車座談義主催 研究会協力)

ホームページ <http://o-fukushima.com/rekishi/top.htm>

(会報バックナンバーも掲載)

(印刷: 谷口印刷紙業)